

シャープ社友会本部 細則

社友会本部の運営の為、下記細則を定める。

第1項（事務局）

本部の事務局は、シャープ(株)の休日を除く毎日午前10時から午後3時までの間、事務所を開き業務を行う。

第2項（会議）

- 役員会議（定例）は、原則として毎月第3月曜日（午前）に開催する。
出席者は、会長・副会長・会計・監査・顧問・委員会委員長・事務局長・事務局とする。
- 臨時役員会議の開催は、役員会議（定例）または会長、副会長、事務局長の協議で決める。
- 臨時役員会議は、効率化を図る為、出席者を縮小することがある。この場合の出席者は、役員会議(定例)または会長、副会長、事務局長の協議で決める。
- 同好会連絡会
出席者は顧問を除く役員会議メンバーと同好会代表幹事とする。開催日は役員会議と同日（午後）とする。

第3項（幹事の役割分担）

幹事は、平常、次の役割を分担する。

- 事務局委員（会員入退会手続き、会報等の定期発送、役員会議、支部長連絡会議運営などの事務局業務を担当する）・・・若干名
- 広報委員（会報「ゆう」の編集発行・・・4名程度
*会報ゆうのデジタル版発行に向けての検討
* 現役社員への準会員制度 PR（Web 社内報への原則2ヶ月毎に継続掲載）及び社友会活動状況 PR
- イベント企画委員（懇親旅行会、総会、年賀会等社友会行事の企画・運営を担当する）・・・5名程度
- デジタル委員（社友会 HP、メール配信、名簿管理システム構築と整備）・・・若干名
- 準会員制度推進委員
・ 準会員制度の定着(準会員加入の拡大と正会員への移行促進)に向けてフォロー推進
・ 現役社員の社友会へのニーズ把握とシャープへの想いの把握・募集チラシの更新
・ 社友会未加入のOB/OGの加入促進
- 同好会委員
・ 同好会の新設、復活及び活性化を図り社友会の魅力を高める
・ 同好会運営に係る課題や要望を抽出し役員会に提案する
- 広報委員、行事委員は専門性を生かす役員以外の委員を選任できる。又、委員は重複して担当することが出来る。

第4項（日直当番）

事務局業務を補佐するため、業務日は、会員が交代で日直当番(1名)に当る。会員は、事務局の要請に応じ協力する。

第5項（日当・交通費等の実費支給）

- 役員会議（定例・臨時）の出席者に必要な交通費（実費）を支給する。
- 事務局勤務者に、日当2,500円、交通費（実費）を支給する。
- 日直当番者に、日当1,000円、交通費（実費）を支給する。
- 役員会議が認めた場合に限り、下記について表の通り支給する。

	業務	日当	交通費		業務	日当	交通費
1	会議・調査等への代表出席、参加者	1,000円	実費	3	行事等への代表出席(例)高野山法要に出席	1,000円	実費
2	葬儀への代表出席(2名以内)	1,000円	実費※①	4	支部総会に本部代表としての出席者	1,000円	実費※②
5	社友会主催のセミナー等の会員講師	10,000円	実費	6	社友会主催のセミナー等のサポート・企画調査	1,000円	実費

※① 葬儀への代表出席者には、会長、副会長、事務局長のいずれかが認めた場合、上記の規定を適用できる。葬儀の代表出席者は、原則として役員とする。

※② 宿泊を必要とする場合は、別途協議する。

第6項（支部代表者の本部総会並びに本部招集集合への参加費）

支部代表者（1名に限る）が本部総会及び本部招集の会合に出席する場合、出席者に対して本部は以下の費用を負担する。

- 交通費実費の半額
- 宿泊費として1泊10,000円を限度とし半額
但し、宿泊費については、効率化を図り、最低日数とする事とする。

第7項（同好会）

- (1) 趣味の同好会は、5名以上の会員があれば、
①会の運営趣意書 ②会員名簿 ③世話人名簿（世話人が複数の場合は代表者1名を明記する）を、事務局を通じて役員会議に提出、承認を得て社友会の同好会として発足する事ができる。
- (2) 同好会入会の資格
 - ① 社友会の会員並びにその配偶者
 - ② 社友会の会員が死去の場合、その配偶者は継続して同好会に参加できる。
 - ③ 社友会会員以外の参加は、原則として認めない。
- (3) 同好会は、毎年年度末（3月31日）に、現況報告を提出するものとする。
但し、次の事項について変更した時は、速やかに本部事務局に報告することとする。
 - ① 名称 ②世話人代表 ③世話人 ④例会日 ⑤年会費・会費 又、同好会の世話人代表者は本部事務局の要請に応じ、役員会等において、口頭で現況報告をする。
- (4) 同好会に対し毎年、年度初めに下記の通り支援金を支給する。
又支援金額は前年の一開催当たりの実質参加者数を基準とし下表の通りとする。

参加者数	5～9名	10～20	21～30名	31～50名	51～70名	71～90名	91～110名	111名以上
支援金 (円)	10,000	15,000	22,500	32,000	42,000	48,000	55,500	60,000

※発足後、同好会を退会等により、会員が5名未満になった場合4名を下限として同好会活動継続を前提に10,000円を支給する。

第8項（懇親旅行）

- (1) 参加の資格
 - ① 社友会の会員（準会員、特別会員含む）並びにその配偶者。配偶者は、特別参加費用を適用する。
 - ② 社友会の会員（準会員、特別会員除く）が死去の場合、その配偶者は継続して参加できる。
 - ③ 社友会の特別会員は前段①の特別参加費用を適用する。
- (2) 懇親旅行における実費は原則参加者が負担するが、共用経費部分について社友会として一部支援することができる。

第9項（慶祝及び弔慰）

- (1) 慶祝
祝金又はこれに相当する記念品を贈呈する。（会長メッセージ添付）
○古稀 2,000円 ○喜寿 5,000円 ○米寿 10,000円 ○白寿 30,000円
- (2) 弔慰
 - ①会員(本人)の死亡 1.弔電(会長名) 2.香典 10,000円
- (5) 本項（1）及び（2）については、準会員及び特別会員には適用しない。

第12項（元会員[退会会員は除く]の配偶者に関する特別処置）

- (1) 同好会について
 - ①同好会には参加出来る。参加可否判断は同好会世話人が判断する。
 - ②同好会の代表世話人にはなれないが、庶務役等を行うことは差支えない。
 - ③同好会の年会費や参加費等は会員と同じとする。
- (2) 社友会行事の内、参加出来る行事について
 - ①旅行会(泊旅行または観劇会)及び社会貢献活動については参加出来る。
 - ②行事への参加条件は会員と同じとし、旅行会の社友会支援は配偶者条件を適用する。
- (3) 社友会の規定の適用について
会員番号は元会員の番号を継続するが、上記(1). (2). 以外の会員に関する規定は適用されない。

第13項（付則）

- (1) 本細則は、役員会議の議決により改廃することができる。
- (2) 本細則は、2014年4月21日改訂し同日施行する。但し、第6項（1）（2）並びに第9項については2015年4月1日よりの施行とする。
- (3) 本細則は、2023年4月1日より施行する。
- (4) 本細則は、2024年4月1日寄り施行する。

改定 2024年3月18日	改定 2010年1月18日	改訂 2002年3月18日
改定 2023年4月17日	改訂 2009年6月1日	改訂 2001年7月16日
改訂 2016年3月14日	改訂 2008年4月21日	
改訂 2014年4月21日	改訂 2007年9月3日	
改訂 2012年2月22日	改訂 2004年7月12日	